

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日翌日)

目 次

◇ 告 示 保険医等の登録（保険課）

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの（〃）

漁業災害補償法による漁業共済に係る区域及び区分の設定の一部改正（水産課）

土地収用法による事業の認定（管理課）

開発行為に関する工事の完了（三件）（都市計画課）

都市計画法第六十六条による告示（〃）

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）

◇ 公 告 あん摩マッサージ指圧師試験等の実施（医務課）

砂利採取業務主任者試験の合格者（河川課）

交通誘導警備に係る検定の実施（防犯少年課）

告 示

鳥取県告示第六百七十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成四年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
星 野 靖	鳥医第四、六〇二号	平成四年七月十四日
小 谷 和 彦	鳥医第四、六〇三号	〃
太田垣 綾 美	鳥医第四、六〇四号	〃
土 井 彰 夫	鳥歯第六一四号	平成四年七月十八日
佐 藤 詠 子	鳥薬第八一八号	平成四年七月十三日
小 田 幸 子	鳥薬第八一九号	平成四年七月二十一日

鳥取県告示第六百七十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成四年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
有限会社杏林堂 薬局	鳥取市興南町七八	平成四年四月一日
たけし齒料クリ ニッケ	境港市外江町一六二五	平成四年七月十五日

鳥取県告示第六百七十二号

昭和四十九年十月鳥取県告示第九百四十五号（漁業災害補償法による漁業共済に係る区域及び区分の設定について）の一部を次のように改正する。

平成四年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第二号の表境港加入区の項区分の欄中8を9とし、4から7までを一ずつ繰り下げ、3の次に次のように加える。

4 中型いかつり漁業とその他の漁業（つりによつて行ふ漁業であつて使用する漁船の合計総トン数が二十トン以上百トン未満であるものをいう。）を合した漁業

鳥取県告示第六百七十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 起業者の名称
用瀬町
- 二 事業の種類
農村総合整備モデル事業用瀬地区農業集落排水事業大村処理区
- 三 起業地
 - 1 収用の部分 八頭郡用瀬町大字鷹狩字辨財天地内
 - 2 使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
用瀬町役場

鳥取県告示第六百七十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年一月八日 鳥取県指令受都計三一二第四十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡日吉津村大字日吉津

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市尾高町四七

永瀬石油株式会社

取締役社長 永瀬正治

鳥取県告示第六百七十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年三月六日 鳥取県指令受都計三一二第四十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市上福原字八反田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市上福原九二六一一

株式会社堀安企画

代表取締役 堀安和子

鳥取県告示第六百七十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年三月十八日 鳥取県指令受都計三一一第四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市東福原字沖林ノ四、字沖林ノ五、字沖林ノ八及び字沖林ノ九

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市二本木五三八一一

株式会社地産

代表取締役 柳谷 中

鳥取県告示第六百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成四年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画道路事業 三・三・七号米子駅境線
- 二 施行者の名称
鳥取県
- 三 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目二二〇
- 四 事業地の所在
 - 1 収用の部分 境港市清水町、弥生町、米川町及び浜ノ町地内
 - 2 使用の部分 なし

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の

規格に適合していると認めたとので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成四年八月七日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	フイバーアタックGP	株式会社三共
"	ジャズメンII	"
"	ナンバープレミティA1	"
"	ジパング	株式会社三洋物産
"	カルメン	"
"	ランナー	"
"	松竹梅	株式会社ニューギン
"	ヒキサイトフキース3	"
"	ピースメーカー	"
"	ペットジョップ	株式会社まきさわ遊機

公 告

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律（昭和63年法律第71号）附則第4条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号以下「法」という。）第2条第1項に規定するあん摩マッサージ指圧師試験、はり師試験及びきゆう師試験を次のとおり実施する。

平成4年8月7日

鳥取県知事 西 尾 呂 次

1 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
あん摩マッサージ指圧師試験	学科試験 平成4年8月31日（月） 午前8時45分から	鳥取市東町一丁目220 鳥取県職員会館
	実地試験 平成4年8月31日（月） 午後4時から	
はり師試験	学科試験 平成4年8月31日（月） 午前8時45分から	"
	実地試験 平成4年8月31日（月） 午後4時から	

きゆう師試験	学科試験	実地試験
	平成4年8月31日（月） 午前8時45分から	"

2 受験資格

次のいずれかに該当する者とする。

- 法第2条第1項に規定する文部大臣の認定した学校若しくは厚生大臣の認定した養成施設（以下「学校等」という。）のうち鳥取県内に所在するものを卒業し、又はこれらの学校等においてそれぞれあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師となるのに必要な課程を修了した者
- 学校等のうち鳥取県外に所在するものを卒業し、又はこれらの学校等においてそれぞれあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師となるのに必要な課程を修了した者で、平成4年7月1日現在鳥取県内に住所を有する者

3 試験科目

- あん摩マッサージ指圧師試験
学科試験 解剖学、生理学、病理学、衛生学（消毒法を含む。）、
診察概論、臨床各論、医事法規及びあん摩マッサージ指圧
理論
実地試験 あん摩マッサージ指圧実技
- はり師試験
学科試験 解剖学、生理学、病理学、衛生学（消毒法を含む。）、
診察概論、臨床各論、医事法規、はり理論、漢方概論及び

経穴概論

実地試験 はり実技

(3) きゅう師試験

学科試験 解剖学、生理学、病理学、衛生学（消毒法を含む。）、

診察概論、臨床各論、医事法規、きゅう理論、漢方概論及

び経穴概論

実地試験 きゅう実技

4 受験申込手続

(1) 提出書類

ア 受験願書（所定の様式によること。）

イ 履歴書（所定の様式によること。）

なお、2の(2)に該当する者においては住民票を添付すること。

ウ 学校等を卒業したことを証する書面又は学校等においてそれぞれ

あん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師となるのに必要

な課程を修了したことを証する書面

エ 写真（出願前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチ

メートル、横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日

及び氏名を記載すること。）

オ 同時にはり師試験及びきゅう師試験を受けようとする者において

は、はり師試験及びきゅう師試験共通科目免除願書（所定の様式に

よること。）

カ 既にはり師試験又はきゅう師試験に合格し、更にあん摩マッサージ

指圧師試験、はり師試験又はきゅう師試験を受けようとする者に

あっては、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師試験既受

験科目免除願書（所定の様式によること。）及びその合格証書の写し

(2) 提出先

鳥取市東町一丁目220

鳥取県衛生環境部医務課

(3) 提出期限

平成4年8月20日（木）

（郵送の場合は、平成4年8月20日（木）必着とする。）

(4) 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

5 試験手数料及びその納付方法

(1) 試験手数料 14,000円

(2) (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を、受験願書の右上余

白部にはり付けること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

(1) 学科試験

受験票及び筆記用具（点字タイプライター、点字器等を含む。）

(2) 実地試験

手指消毒用具及びあん摩マッサージ指圧師試験にあってはすべり剤

及び日本手ぬぐい（1枚）、はり師試験にあっては鍼箱（寸六鍼管）、

きゅう師試験にあっては灸転器

7 合格者の発表等

(1) 合格者は、平成4年9月7日（月）午後1時に、鳥取県庁本庁舎の

一階掲示板にその受験番号を掲示して公表する。

(2) 合格者には、合格証書を交付する。

8 その他

- (1) 学科試験は、筆記又は点字によるものとする。
- (2) その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課（電話番号0857-26-7189）に問い合わせること。

平成4年7月31日に実施した平成4年度砂利採取業務主任者試験に合格した者は、次のとおりである。

平成4年8月7日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

渡 邊 建 策 邨 上 修 伊 藤 孝 一

警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条に規定する交通誘導警備に係る検定を次のとおり実施する。

平成4年8月7日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

- 1 検定の種別及び級の区分
交通誘導警備 2級
- 2 実施期日

平成4年11月15日（日）午前8時30分から午後5時30分まで

3 実施場所

東伯郡大栄町大字由良宿1300 鳥取県自動車運転免許試験場

4 検定試験の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 事故の発生時における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 事故の発生時における応急の措置に関すること。

5 受検資格者

次のいずれにも該当する者とする。

(1) 県内に住所を有すること。

(2) 平成4年11月15日現在満18歳以上であること。

(3) 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第3条第1号から第5号までのいずれにも該当しないこと。

(4) 警備員等の検定に関する規則第11条第1項の規定により、検定の合格を取り消された者であつては、当該取消の日から起算して3年を経過していること。

6 検定申請の手続

(1) 検定申請の受付期間

平成4年9月1日（火）から同年10月15日（木）まで

(2) 検定申請書の提出先

住所地を管轄する警察署
なお、郵送による検定申請書の提出は、受け付けない。

(3) 提出書類

次に掲げる書類を添付した検定申請書正副2通を提出すること。

ア 履歴書及び住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）

イ 法第3条第1号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書

ウ 法第3条第5号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書

エ 法第3条第1号から第5号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

オ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

(4) 検定の手数料及びその納付方法

ア 検定手数料

21,000円

イ 納付方法

アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を、検定申請書正本の下部欄外の余白にはり付けること。この場合、消印しないこと。

7 その他

(1) 受検者は、筆記用具を持参すること。

(2) この検定についての問い合わせは、最寄りの警察署又は鳥取県警察本部防犯少年課（電話0857—23—0111）にすること。